

# 小山町から転出される方へ

小山町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。  
新住所地の市区町村で転入の届出をしてください。

- ★ 転入届に必要なもの ⇒
1. 転出証明書
  2. 本人確認書類（運転免許証等）
  3. マイナンバーカード
  4. 印鑑（認印可）

- ★ 届出期間 ⇒ 実際に新しい住所地に住み始めた日から**14日以内**  
（14日以内に転入手続きを行わない場合、過料に処せられることがあります。）

	小山町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	<p>☆ 転出(予定)日をもって小山町での登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証(カード)はお返してください。</p> <p>☆ 転出(予定)日の前日までは、印鑑登録証(カード)を添えて印鑑証明を発行することができます。</p> <p>【住民課】TEL 76-6101</p>	<p>★ 必要な方は、新たに登録手続きをしてください。</p>
マイナンバー	<p>☆ マイナンバーカードを申請し受け取っていない方は、転出手続きをする前に役場本庁にて受領の手続きをしてください。</p> <p>【住民課】TEL 76-6101</p>	<p>★ マイナンバーカードに新住所を追記します。</p> <p>★ マイナンバーカードをお持ちの方は、継続してご利用いただくために、受領時に設定した暗証番号が必要になります。</p>
国民健康保険	<p>☆ 転出年月日をもって小山町での資格がなくなります。保険証はお返してください。</p> <p>☆ 保険料は加入月数に応じて再計算し、納付額が変わる場合は、後日通知します。</p> <p>【住民課】TEL 76-6100</p>	<p>★ 改めて、加入手続きをしてください。</p> <p>※ 転出日と転入日が違うとき、保険税額に変更がある場合があります。</p>
医療	<p>☆ 後期高齢者医療、重度障害者医療、こども医療、母子家庭等医療の各受給者証をお返してください。</p> <p>後期高齢者医療 【住民課】TEL 76-6100            重度障害者医療 【福祉長寿課】TEL 76-6661            こども医療 【健康増進課】TEL 76-6668            母子家庭等医療 【こども未来課】TEL 76-6126</p>	<p>★ 健康保険証等を持参して、それぞれ必要な手続きをしてください。</p> <p>★ 後期高齢者医療の方は、負担区分証明書を添えて手続きしてください。</p> <p>★ 小山町での所得課税証明書が必要な場合がありますので、転入先の市区町村にご確認ください。</p>
介護保険	<p>☆ 介護保険証をお持ちの方はお返してください。（65歳以上の方と。40歳から64歳で要介護認定を受けている方）</p> <p>☆ 要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお受け取り下さい。</p> <p>☆ 介護保険料は加入月数に応じて再計算し、納付額が変わる場合は、後日通知します。</p> <p>【福祉長寿課】TEL 76-6669</p>	<p>★ 要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を添えて介護保険担当窓口にて手続きしてください。</p>

裏面へ続く

	小山町での手続き	新住所地での手続き
児童扶養手当	☆ 消滅届をご提出ください。 ☆ 「転出される児童手当受給者の皆さんへ」の用紙をお受け取りください。 ☆ 最後の振込が済むまで登録口座の変更、解約はしないでください。 【こども未来課】TEL 76-6126	★ 新たに認定請求が必要です。受給者の口座番号がわかるもの・マイナンバーがわかるもの等をご持参のうえ15日以内に手続きしてください。 ★ お子さんと別居される場合は児童が属する世帯全員分の住民票が必要です。
中小学校	☆ 転出学通知書をお渡しします。直接学校へお持ちください。 【学校教育課】TEL 76-6122	★ 新住所地で新たに手続きをしてください。
こども園	☆ 退園届を提出していない方は、こども未来課窓口でご記入ください。 【こども未来課】TEL 76-6126	★ 小山町の保育所などの継続利用をご希望の場合は、保育園担当課にて手続きを行ってください。
水道	☆ 水道、下水道の休止届けの手続きをしてください。(下水道は須走地区のみ) ☆ 電話による届出も受け付けます。 平日 8:30~17:15 ※ 休止届出後、メータを確認し前回の検針後から転出日までの差額については納付書により精算していただきます。(メーター確認の立会は不要です。) 【上下水道課】TEL 76-6125 【須走支所】TEL 75-2211	★ 新たに開始の手続きが必要になります。
畜犬登録	☆ 転出年月日を連絡してください。 【くらし環境課】TEL 76-6130	★ 鑑札・愛犬手帳を持参し、市区町村または保健所にて必要な手続きをしてください。
受信機放の送貸与別	☆ 受信機を危機管理局(総合文化会館)、各支所、役場本庁に返還してください。 ☆ 自衛隊官舎・県営住宅・町営住宅については、部屋番号で管理していますので、そのままです。 【危機管理局】TEL 76-5715	

新住所地での手続きは、市区町村により異なりますので、詳しくは各市区町村へお問い合わせください。

#### ※ 転出証明書の新住所・異動日に変更があったとき

転出証明書はそのままお使いいただけます。新住所地で転入届をする際に変更があったことを申し出てください。

#### ※ 転出届をした後に取りやめになったとき

転出証明書・本人確認書類・印鑑を持参して、小山町役場住民課または各支所で転出取消の手続きをしてください。

#### ※ 海外へ転出される方へ

転出証明書は発行されません。

帰国して小山町に転入する場合は、転入される全員のパスポート(帰国日がわかるもの)をご持参ください。

その際、本籍地が小山町以外の方は戸籍と戸籍の附票もご用意ください。

令和4年4月1日現在